

平成30年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金のお知らせ

1 奨学給付金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまには、学費負担を軽減することを目的として、返還が不要の助成金制度があります。このお知らせでご案内するのは、東京都の助成制度である「**奨学給付金**」です。「奨学給付金」は、授業料以外の教育費（学用品費、修学旅行費等）の負担を軽減する制度です。これらの制度を利用するためには、年度ごとに申請が必要ですので、対象となる方は忘れずにご申請ください。この事業は、「**就学支援金**」とは別の制度ですので、それぞれ別に申請が必要です。

2 申請期間

平成30年6月22日(金)～平成30年7月31日(火) ※7月31日(火)消印有効

※ 期間外の申請につきましては、受付できません。

3 スケジュール

- | | |
|---------------|--|
| ① 6月中旬～ | 申請書を学校又は私学財団ホームページから入手 |
| ② 6月下旬～ | 住民票等の必要書類の入手 |
| ③ 6月22日～7月31日 | 申請手続き ※詳しくは下記④「申請の方法」をご参照ください。
～ 財団での審査・学校での在籍等の確認～ |
| ④ 12月下旬 | 結果の通知、申請者口座への振込 |

4 申請の方法

- 申請書とその他必要な書類をご準備ください。
- 「角2（A4）サイズ」の封筒に必要書類を折らずに入れ、下記の「宛名ラベル」を切り取り、封筒に貼ってください。
- 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意いただき、「2名分申請」と封筒に記載してください。
- 郵便局の窓口で「**特定記録郵便**」でお出してください。「**特定記録郵便**」の郵送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます。

※ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

(キリトリ線)

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

〒162-8799

牛込郵便局留

(公財) 東京都私学財団

2階 行

- 奨学給付金 受給申請書② (生活保護世帯又は非課税・均等割のみの世帯)
- 署名欄に署名はしましたか？
- 所得状況A・Bのいずれかにチェックをしましたか？
- 振込先口座の名義人は申請者本人のものでしょうか？
- 住民票 (コピー可)
- 世帯全員の記載がありますか？
- 続柄の記載がありますか？
- マイナンバー (個人番号) の記載のないものですか？
- 所得及び扶養状況等を証明する書類
- A：生活保護【生業扶助】を受給している世帯
- いずれか 『【生業扶助】受給証明書』に福祉事務所の押印・証明を受けていますか？
- いずれか 『生活保護受給証明書』に【生業扶助】と記載がありますか？
- B：【生業扶助】を受給していない・住民税が「非課税・均等割」の世帯
- いずれか 『生活保護受給証明書』
- いずれか 平成30年度住民税課税・非課税証明書 (コピー可)
- 扶養人数 (内訳) の記載があるものですか？
- 申請日前3カ月以内の発行のものですか？

5 対象となる申請者（保護者）の要件と給付額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者（申請者）が、平成30年7月1日現在、東京都内に居住

※ 奨学給付金は、保護者がお住まいの道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 平成30年7月1日現在※1、下記の①～⑥のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒の保護者※2

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（1～3年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

※1 平成30年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 生徒が以下のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合
- ・ 平成26年4月1日前から引き続き就学支援金の対象校に在学している場合（平成26年3月31日に退学し、平成26年4月1日に第1学年（年次）に入学した場合を除く）

(3) 次の対象世帯区分A・Bのいずれかに該当する世帯

対象世帯区分		給付額（年額）	
		全日制等	通信制
A	生活保護 生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯（7月1日時点）	52,600円	
B	生活保護受給（生業扶助を受給していない）世帯 平成30年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯※1 均等割のみの世帯とは住民税の「均等割（区市町村民税3,500円+都民税1,500円=年税額5,000円）」のみ課税され、所得割額が0円（非課税）の世帯です。	138,000円 又は 89,000円 ※2	38,100円

※1 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の『課税証明書』に記載された住民税の金額で行います。

※2 世帯の構成員の状況により給付額が異なります。詳しくは、下記 **6** をご参照ください。

6 対象者および給付額の確認方法

全ての保護者等の平成30年度の「区市町村民税所得割額」及び「都道府県民税所得割額」が0円ですか？

はい

いいえ

該当しません

平成30年7月1日現在、生活保護生業扶助（高等学校等就学費）を受給していますか？

はい

いいえ

給付額は
52,600円

7月1日現在、通信制課程の高等学校等^(注1)に在籍する兄弟姉妹はいますか？

はい

いいえ

給付額は
138,000円

7月1日現在、保護者等は高校生等^(注2)以外の15歳以上23歳未満^(注3)（中学生を除く）の兄弟姉妹を扶養していますか？

はい

いいえ

給付額は
138,000円

7月1日現在、複数の高校生等^(注2)がいますか？

はい

いいえ

生徒は世帯の高校生等^(注2)のなかで最年長ですか？

給付額は
89,000円

はい

いいえ

給付額は
89,000円

給付額は
138,000円

(注1) 兄弟姉妹が在籍する「通信制課程の高等学校等」は、国公私立のすべてを含む奨学給付金の対象校のうち、通信課程の学校を指します。

(注2) 「高校生等」とは、国公私立のすべてを含む奨学給付金制度の対象者を指します。

(注3) 平成30年7月1日時点の年齢です。平成30年度は平成27年7月3日から平成30年4月1日までの間に生まれた方が該当します。

7 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分	発行機関
① 平成30年度私立高等学校等 奨学給付金 受給申請書 ㊦	全世帯	申請者 記入
② 住民票（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の記載があるもの 続柄の記載があるもの 平成30年5月1日以降の発行、申請日前3カ月以内の発行のもの マイナンバー（個人番号）の記載がないもの 	全世帯	区市町村 役所(場)
所得及び扶養状況等を証明する書類（下記のいずれか）		
③ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の（A）『生業扶助受給証明書』を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所の証明・押印を受けたもの 申請日前3カ月以内の発行のもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">A：生活保護【生業扶助】を受給している世帯になります。</div> 『奨学給付金 交付申請書』の（1）所得状況Aに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	生活保護を受給している世帯で【生業扶助】（高等学校等就学費）を受給している方	福祉 事務所
④ 生活保護受給証明書（コピー可） 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』を提出のうえ、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の（B）に署名をして提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 生徒及び申請者（保護者）が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの 平成30年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">B：住民税が「非課税」の世帯になります。</div> 『奨学給付金 交付申請書』の（1）所得状況Bに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	生活保護を受給している世帯で【生業扶助】（高等学校等就学費）を受給していない方	申請者 記入
⑤ 平成30年度住民税課税・非課税証明書（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> 扶養人数（内訳）の記載があるもの 申請日前3カ月以内の発行のもの 申請者及びその配偶者のもの 給付額（年額）が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上（中学生を除く）の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」のコピーも提出してください。 ※「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付できません。 ※平成30年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">配偶者の『住民税課税・非課税証明書』について</div> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が【配偶者控除】を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合は、配偶者の証明書は不要です。 【配偶者特別控除】の適用を受けている場合は、配偶者の証明書も必要です。 【配偶者控除】の適用が無い場合は、配偶者の証明書も必要です。 申請者が自営業で、その配偶者が【事業専従者】の場合は、配偶者の証明書も必要です。 ※学校が都内の場合（「就学支援金認定番号」の左から3～5番目の数字が013と並ぶ方）、在学先へ「高等学校等就学支援金」の申請をされた方は、奨学給付金を申請する際に、「平成30年度住民税課税・非課税証明書」の添付を省略することができます。証明書の添付を省略されたい方は、受給申請書の「就学支援金」の欄を必ずご記入ください。ただし、状況によっては書類を追加していただく場合があります。	生活保護を受給していない方	区市町村 役所(場)

8 Q & A ～注意事項～

1. 申請について

Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

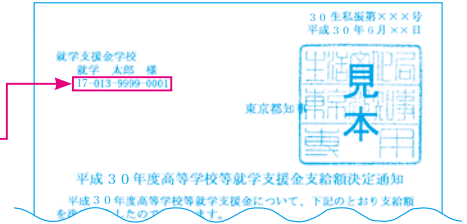
A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q2. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。ただし、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。（都内の学校に通われている方のみ）

A. 6月中旬に学校において配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」のうち、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご覧ください。



※1年生は学校から配布される認定番号（仮）をご記入ください。
※認定番号がわからない場合は記入不要ですが、申請のあり・なしにチェックを入れてください。

Q4. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外に居住（寮など）しています。申請できますか。

A. 申請できます。

Q5. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。

A. 申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。

Q6. 6月に退学しましたが申請できますか。

A. 申請できません。平成30年7月1日現在で在学している必要があります。

Q7. 平成30年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。

A. 申請日現在で在学していれば申請できます。

Q8. 平成30年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

A. 平成30年7月1日時点で都内に居住していれば、財団に申請してください。

Q9. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。

A. 東日本大震災又は熊本地震により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

2. 申請者について

Q10. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記⑨「問合せ先」へご相談ください。

Q11. 保護者が海外に赴任しており、「住民税課税・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

A. 所得の確認ができないため、申請できません。

Q12. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。

A. 生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。

3. 住民税額等が減額になった場合について

Q13. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。

A. 特別申請期間中に申請できます。平成31年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。日程などの詳細については、11月中旬以降に下記⑨「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。

4. 振込先口座について

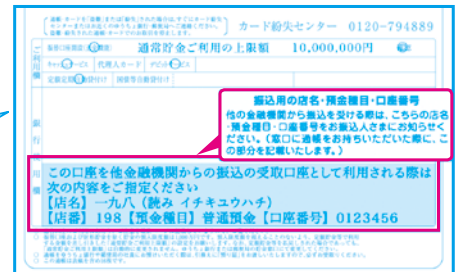
Q14. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q15. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

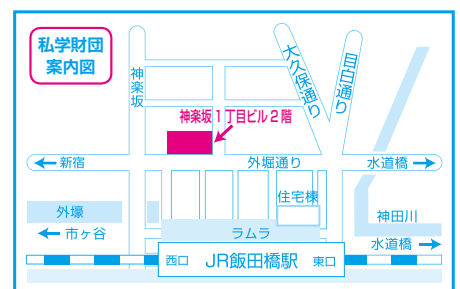
A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例
【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



Q16. ゆうちょ銀行以外の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. 銀行の通帳や、キャッシュカードに印字された番号をご確認ください。



9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎ (03) 5206-7925

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:15 ~ 17:00)

東京都私学財団

検索

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人及び(公財)東京都私学財団が共有します。
個人情報の取り扱いについては、別紙「申請書記入例」裏面をご参照ください。

公益財団法人東京都私学財団 奨学給付金担当
東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階